

# 『産前産後期間』の国民年金保険料免除制度の届け忘れは ありませんか？

この手続きにより、対象期間内は**保険料を全額納めたものとして**老齢基礎年金受給額に反映されます。(すでに保険料免除申請を利用されている方も手続きしてください)

## ✿ 免除期間

- ・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産を言います。(死産、流産、早産された方を含みます)

## ✿ 対象者

「国民年金第1号被保険者」で**出産日が平成31年2月1日以降の方**  
(注意) 任意加入被保険者は、産前産後免除の対象とはなりません。

## ✿ 届出期間

- ・ 出産予定日の6か月前から届出可能です。
- ・ **平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。**

## ✿ 持参するもの

- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
- ・ 出産予定日や出産がわかるもの(親子健康手帳など)
- ・ 本人が申請できないとき、委任状が必要となる場合があります。
- ・ 郵送でも届出可能です。(届出書の様式は日本年金機構の公式ホームページからダウンロードできます。)



国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

検索

お問い合わせ・届出：村民課 年金係 ☎966-1205

名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内②番→②番

## 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

ねんきんダイヤル 0570-058-555 (ナビダイヤル)

